

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和7年2月28日

八尾市監査委員	浅川昌孝
同	木虎孝之
同	前園正昭
同	鑄方淳治

記

1 措置の内容の通知

令和3年度定期監査（教育委員会事務局）の結果に対する措置

令和7年2月14日付け 八教教第2131号

令和4年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和7年2月14日付け 八総総第2832号

令和4年度定期監査（こども若者部）の結果に対する措置

令和7年2月14日付け 八ここ第2810号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

令和4年度定期監査（総務部）の結果に対する措置の内容
人事課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等	R5.8.21までの取組等の内容
<p>1 外郭団体への役員の推薦について</p> <p>外郭団体からの役員候補者の推薦依頼に対し本市元職員を推薦する場合において、伺書にその推薦理由が明確に記載されていないので、手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和7年1月27日)</p> <p>手続の透明性を確保するために、伺書に推薦理由を記載するよう事務処理を改めました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>手続の透明性を確保するために、伺書に推薦理由を記載します。外郭団体から推薦依頼があった際に改善する予定です。</p>
<p>2 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令に基づき随意契約により契約を締結する場合において、伺書に随意契約によることとした根拠となる同令の条項及びその理由が記載されていないもの</p>	<p>措置状況 1. 措置済 (令和5年10月3日)</p> <p>当該契約締結起案の際には、伺書に随意契約によることとした根拠となる地方自治法施行令の条項及びその理由を記載するよう事務処理を改めました。</p>	<p>措置状況 2. 措置予定</p> <p>当該契約締結起案の際には、伺書に随意契約によることとした根拠となる地方自治法施行令の条項及びその理由を記載します。</p>

職員課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R5.8.21 までの取組等の内容	
<p>2 市庁舎内展示場の使用許可等に係る事務について</p> <p>職員課では、市職員の福利厚生に寄与することを目的とした物品販売を行う者による市庁舎本館地下1階の展示場の使用について、八尾市庁舎内展示場使用要綱(以下「展示場使用要綱」という。)を定め、その許可等に係る事務を行っている。</p> <p>(1) 展示場の使用許可は年度ごとに行い、現に前年度以前から許可を受けている者は、同一の展示品目について継続して許可を申請する場合にあつては、申請書に展示希望品目等の具体的な記載を要さず、新規に許可を受けた際の申請書の内容と変更がない旨を記載するよう展示場使用要綱に定められているが、新規に許可した際の申請書やその伺書が保存年限の経過により既に廃棄されていたためその内容が確認できないものが見受けられたので、当該文書を適切に保存するよう事務処理を改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (令和6年1月5日)</p> <p>令和6年1月5日に、八尾市庁舎内展示場使用要綱を一部改正し、継続して許可を申請する場合も、同一の展示品目かどうかを問わず、展示希望品目を必ず記載するように申請書の様式を改めました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>令和5年度から、展示場使用申請書の提出があれば、同申請書については継続許可申請がなされる間においては保存を続けることとしました。</p>

(2) 展示場の使用許可に際しては「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に則って行うよう展示場使用要綱に規定されているが、その使用許可に係る伺書において同許可基準に定める者の合議や記載すべき事項の記載がされず、また、使用許可に係る申請について「行政財産目的外使用許可台帳」による管理がされていないので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済 (令和6年2月19日)	措置状況	2. 措置予定
		新規使用許可及び継続使用許可の手續において、「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に則って行うよう事務処理を改めました。 また、「行政財産目的外使用許可台帳」を新たに作成し、管理を行っています。		令和5年度新規使用許可及び令和6年度継続使用許可の手續において、「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に基づく処理を行う予定です。 また、令和5年度から、「行政財産目的外使用許可台帳」を作成し、管理を行っています。
(3) 展示場の使用許可に係る伺書について課長が決裁しているが、行政財産の使用許可については八尾市事務処理規程において部長の専決事項と定められているので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済 (令和6年2月19日)	措置状況	2. 措置予定
		新規使用許可及び継続使用許可の手續において、部長専決を行うよう事務処理を改めました。		令和5年度新規使用許可及び令和6年度継続使用許可の手續において、部長専決を行う予定です。
(4) 行政財産の目的外使用許可をする場合は行政不服審査法に規定する不服申立てをすべき行政庁等の教示を行うよう「庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準」に規定されているが、展示場の使用許可の際に当該教示をしていないので、適正な事務処理に改めること。	措置状況	1. 措置済 (令和6年2月20日)	措置状況	2. 措置予定
		展示場使用許可の行政処分における教示については、新規使用許可及び継続使用許可の手續において、教示を行うよう事務処理を改めました。		展示場使用許可の行政処分における教示については、令和5年度新規使用許可及び令和6年度継続使用許可の手續において、対応を行う予定です。

令和4年度定期監査に基づく意見に対する取組の内容
総務部

意見の内容	本通知時までに取り組んだ内容又は経過	R5.8.21までの取組等の内容
<p>我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」が加速化し、厳しい財政状況の下、「基礎自治体」として、収束の見えない新型コロナウイルス感染症対策やさらに物価高騰への対応など、「公務」としての責任、行政需要は拡大し、大幅な業務見直し等も難しい環境にある。</p> <p>また、同時に、「働き方改革の推進」「ワークライフバランス、育児や介護との両立」に向け、「自治体の労働生産性の向上」も推進していかなければならない。</p> <p>1 超過勤務の縮減について こうした中、本市においても、超過勤務縮減に向け、数値目標を設定し、「ノー残業デー」や「部局へのヒアリング」、「庁内応援の活用」等を通じ、これまで精力的に取り組み、上記のような緊急事態にも市全体で取り組んできた。しかし、各所属において超過勤務縮減に向け努力しているが、一部の所属では、長時間にわたるような超過勤務が見受けられる状況にある。</p> <p>特定の部署や、職種、職員へ業務が集中することのないよう、事務事業の合理化・効率化と、全庁的な超過勤務縮減対策の「見える化」を図るため、全庁的に各人事担当課が中心となり、以下のような取組を進められたい。</p> <p>(4) ICTの導入等も含め、他市での取組等を調査、研究し、人事施策に活用する。</p>	<p>取組状況 4. その他（継続取組中）</p> <p>ICTの導入も含めた人事施策への活用として、今年度、庶務事務システムを新たなシステムへと移行し、各種届出についてペーパーレス化を図るとともに、移行により電子決裁システムや財務会計システム等との連動が可能となったことから、システム間連携による効率化の取組を進めたところです。</p> <p>今後も新たなシステムにおいて職員に係るデータを収集・分析することにより、組織のパフォーマンス向上や人材戦略の最適化を図り、働き方改革の推進につなげてまいります。</p>	<p>取組状況 3. 検討中</p> <p>関係部局との連携により、国、大阪府や他市での取組等を調査、研究し、職員の働き方改革につなげてまいります。</p>

<p>2 多様な人員の配置について</p>	<p>取組状況 4. その他（継続取組中）</p>	<p>取組状況 3. 検討中</p>
<p>本市では、令和4年7月に「八尾市職員数管理目標」を策定し、その中で令和7年度当初に向けた職員数の目標と令和7年度決算時に目指す金額としての人件費管理指標を設定し、取組を進めることとしている。監査委員として職員数、人件費の抑制という制約の現状を理解しつつ、「働きがいのある、風通しのいい組織、八尾市」を目指し、目標を達成するためにも、全庁的に各人事担当課が中心となり、以下の点について慎重に取組を進められたい。</p> <p>当該管理目標では適正な職員数の算定に当たり、類似団体比較法が挙げられ、類似団体の人口比で理解しやすいが、定員管理調査の対象職員が正規職員に限定されるなど、異なる地域事情等を詳細に反映することが困難であることから、取組に当たっては、特に大規模部門や特異部門を中心に一定の業務分析による対応も必要と考える。</p> <p>また、事務職など行政職の採用も女性が半数を占めるようになり、女性の出産、育児休業の取得が進んでいる。女性男性にかかわらず長期的な休業取得の状況を鑑み、職員定数の設定についての考え方を検討するとともに、職員数管理目標には表れない会計年度任用職員や労働者派遣事業所の派遣職員については、年々増加し、職員の約3割を占めるようになっていたため、その配置の在り方や基準を明確にされたい。</p>	<p>令和4年7月に策定しました「八尾市職員数管理目標」については、第1期の目標として令和7年4月1日時点の職員数を1,691人として取組を進めているところであり、令和6年4月1日現在、計画値1,701人に対して職員数1,693人と目標を達成しているところです。</p> <p>今後は、第2期の目標として、令和8年度以降の職員数管理目標について令和7年7月を目途に策定予定であり、大規模部門や特異部門などに対しては一定の業務分析による対応が必要であると考えております。</p> <p>また、「八尾市職員定数条例」における規定により、定数の特例において、定数外とする職員に育児休業をしている職員を追加しており、これまでも育児休業代替任期付職員の採用や、子育てや介護など時間的制約のある職員の両立支援に取り組んできたところであり、引き続きすべての職員がともに働きやすい環境を整備する観点から、さらなる取組を進めてまいります。</p> <p>さらに、職員数管理目標には表れない会計年度任用職員や労働者派遣事業所の派遣職員については、育児休業職員の代替として配置するほか、臨時的・緊急的な事業等における繁忙期の事務補助として配置しております。</p> <p>定数外職員である会計年度任用職員に係る人件費も職員数管理目標の「管理指標」に含まれるものであるため、これまでから育休代替や事業の繁忙のみに配置しているものでありますが、今後もその配置に当たっては精査してまいります。</p>	<p>令和4年7月に策定しました「八尾市職員数管理目標」の実現にあたっては、長時間労働の是正やワーク・ライフ・バランスの観点等から、職員の負担に転嫁するのではなく、働きがいのある職場の構築との両立をめざし進めることとしております。</p> <p>「八尾市職員数管理目標」は、今後、職員数に大きな影響を与える事象が生じた場合には、必要に応じ修正を行う予定としており、業務分析による手法についても研究してまいります。</p> <p>また、「八尾市職員定数条例」における規定により、定数の特例において、定数外とする職員に育児休業をしている職員を追加しており、これまでも育児休業代替任期付職員の採用や、子育てや介護など時間的制約のある職員の両立支援に取り組んできたところであり、引き続きすべての職員がともに働きやすい環境を整備する観点から、さらなる取組を進めてまいります。</p> <p>さらに、会計年度任用職員や労働者派遣事業所の派遣職員の状況について、関係部局との連携により、配置のあり方等を検討してまいります。</p>

令和4年度定期監査（こども若者部）の結果に対する措置の内容
こども若者政策課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R5.8.21 までの取組等の内容	
<p>2 ひとり親家庭の学習支援事業の実施に係る事務について</p> <p>ひとり親家庭の学習支援事業は、ひとり親世帯の子ども及び保護者を対象に、学習習慣の定着、学習意欲の向上を図ることによって、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とし、学習、教育その他生活に関する支援の適切な運営を確保することができる複数の事業者から企画提案の提出を受け、企画内容や業務遂行能力、提案価格等が最も優れたものを委託事業者（優先交渉権者）とする公募型プロポーザル方式により選定した事業者に委託して実施している。</p> <p>(3) 委託事業者と本件事業に係る委託契約を締結する場合において、当該事業者から提案された事業の内容等が当該契約の仕様書に反映されていないものが見受けられたので、公募型プロポーザル方式による事業者選定を採用する趣旨に鑑み、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (令和5年8月1日)</p> <p>委託契約仕様書において、委託事業者から提案された事業の内容を反映し、公募型プロポーザル方式による事業者選定を採用する趣旨を鑑みた事務処理に改めました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>令和5年7月以降に締結予定の委託契約仕様書について、委託事業者から提案された事業の内容を反映するなど、公募型プロポーザル方式による事業者選定を採用する趣旨を鑑みた事務処理に改めます。</p>

こども施設運営課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R5.8.21 までの取組等の内容	
<p>3 行政財産の目的外使用許可に係る事務について</p> <p>こども施設運営課では、管理している行政財産に電柱及び支線を設置している者からの申請により、当該行政財産の目的外使用の許可をしている。</p> <p>行政財産の目的外使用許可に係る使用許可手続については、使用許可、使用許可の取消し等の行政処分をする場合は、行政不服審査法に規定する教示を行うよう庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に定められているが、旧行政不服審査法の条項を引用しているものや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起に関する事項の教示が誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (令和6年3月31日)</p> <p>庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に基づき目的外使用許可書における行政不服審査法に規定する教示を適切に行うよう改めました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>令和5年度途中からの使用許可においては、庁舎等の行政財産の目的外使用許可基準に基づき、行政不服審査法に規定する教示を適切に行うよう改める予定です。</p>
<p>5 契約事務について</p> <p>契約に関する事務処理において、次のような事例が見受けられたので、契約の適正及び手続の透明性を確保するよう事務処理を改めること。</p> <p>(1) 指名競争入札に係る指名業者が入札を辞退した場合において、他の業者を指名し、又は一般競争入札により契約相手方を決定するよう検討すべきもの</p>	措置状況	<p>1. 措置済 (令和6年2月2日)</p> <p>公立認定こども園における牛乳納入業務の入札において、業務遂行が担保できる登録業者全てに対して入札依頼を行い、入札を実施しました。</p>	措置状況	<p>2. 措置予定</p> <p>令和5年度以降に左記の事例等が生じた場合は、適切に事務処理を行うよう改める予定です。</p>

<p>6 文書事務について 文書事務において、次のような事例が見受けられたので、八尾市事務処理規程等に基づき適正な事務処理を行うこと。 (3) 帳簿の記載を修正テープを用いて訂正しているもの</p>	措置状況	1. 措置済 (令和5年9月1日)	措置状況	2. 措置予定
		各公立認定こども園に対し、帳簿等において修正が必要な場合は、二重線記入での訂正、訂正印押印、赤字加筆等での修正を行うよう指導し、適正な事務処理に改めました。		令和5年度から、帳簿等に訂正が必要な場合は、訂正印を押印する等、適切に事務処理を行う予定です。